

令和4年 4月1日
令和6年10月1日改訂
上越教育大学

国立大学法人上越教育大学における女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、本学の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次のように策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間

2 本学の課題

- (1) 女性の採用・就業継続はできているが、管理職が少ない。
- (2) 男女ともに職業生活と家庭生活の両立が図られるよう支援するために、より一層の取り組みが必要である。

3 目標と取組内容

目標1（管理職に関する目標）

管理職に占める女性職員の割合について2割以上を維持する。

取組内容

令和4年度～

- ・ 女性が直面する問題を乗り越えるための対応策を検討する。
- ・ 職員を対象とした男女共同参画推進のための講演会等を実施する。

目標2（職業生活と家庭生活の両立の支援に関する目標）

男性職員の育児休業等取得率*を令和7年度末までに2割以上とする。

※子が生まれた男性職員のうち、育児休業又は特別休暇（配偶者出産付添休暇、子の養育休暇、子の看護休暇）を取得した者の率

取組内容

令和4年度～

- ・ 男性職員の育児休業等取得を促進するリーフレットを作成し、配付する。
- ・ 男性職員に対し、配偶者が出産予定である場合はその旨を申し出るように周知を行うとともに、申し出た男性職員に個別に長期の育児休業等について説明を行う。
- ・ 職員を対象とした男女共同参画推進のための講演会等を実施する。